

○2022年(令和4年)6月に公布された**改正建築物省エネ法・改正建築基準法の円滑な施行**に向けて、設計者や施工者、審査者、発注者(施主)等が適切に対応できるよう、関係者が連携し、実効性のある周知活動を展開するため、**情報共有や意見交換等を目的とした連絡会議**を設置する。

連絡会議メンバー

＜事務局:国土交通省住宅局 ・ (一財)建築行政情報センター ・ (一財)日本建築防災協会＞

設計者団体

(公社)日本建築士会連合会
 (一社)日本建築士事務所協会連合会
 (公社)日本建築家協会
 (一社)建築設備技術者協会
 (一社)日本設備設計事務所協会連合会

住宅生産団体

(一社)住宅生産団体連合会
 (一社)JBN・全国工務店協会
 全国建設労働組合総連合

建設業団体

(一社)全国建設業協会
 (一社)日本建設業連合会

不動産関係団体

(一社)不動産協会
 (公社)全国宅地建物取引業協会連合会
 (公社)全日本不動産協会
 (一社)全国住宅産業協会
 (一社)不動産流通経営協会

関係団体

(一社)木を活かす建築推進協議会
 (一社)全国木造住宅機械プレカット協会
 (一社)中大規模木造プレカット技術協会
 断熱建材協議会
 (一財)住宅・建築SDGs推進センター
 (独)住宅金融支援機構

審査者関係団体

(一社)住宅性能評価・表示協会
 日本建築行政会議

スケジュール(想定)

2022(R4).6

改正法
(公布)

①

1年政令公布時

第1回連絡会議(11/25)
 [於:ベルサール半蔵門]
 ※豊田副大臣出席

2023(R5)

施行
(1年)

②

2年政令
公布時

③

3年政令
公布時

2024(R6)

施行
(2年)

④

⑤

全面施行に向けて適宜開催

2025(R7)

施行
(3年)

(主な法改正項目)	1年施行	2年施行	3年施行
建築物省エネ法	○住宅トップランナー制度(分譲マンションの追加)	○建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示 ○再エネ利用促進区域制度	○全ての建築物に省エネ基準適合を義務付け
建築基準法	○省エネ改修等に支障となる高さ制限等の合理化	○防火規制の合理化	○建築確認における審査省略制度の見直し ○構造規制の合理化